

改正後の利用者 (ショートステイの場合)

保険外【非課税】

負担段階			利用者負担 計【非課税】	単位 (注)	1割負担 【非課税】	滞在費		食費
第1段階 *世帯全員が市町村民 税非課税者 例)生活保護受給者、 老齢福祉年金受給者	多床室	要支援1	863	533	563	0	300	
		要支援2	990	654	690			
	個室	要支援1	1,183	533	563	320	300	
		要支援2	1,310	654	690			
第2段階 例)年金80万円以下の者 *世帯全員が市町村民 税非課税者	多床室	要支援1	1,323	533	563	370	390	
		要支援2	1,450	654	690			
	個室	要支援1	1,373	533	563	420	390	
		要支援2	1,500	654	690			
第3段階 例)年金80万円超266万 円以下の者 *世帯全員が市町村民 税非課税者	多床室	要支援1	1,583	533	563	370	650	
		要支援2	1,710	654	690			
	個室	要支援1	2,033	533	563	820	650	
		要支援2	2,160	654	690			
第4段階以上 例)年金266万円超の者	多床室	要支援1	2,998	533	563	855	1,580	
		要支援2	3,125	654	690			
	個室	要支援1	3,314	533	563	1,171	1,580	
		要支援2	3,441	654	690			

※1日で計算

※社会福祉法人の減免は含まず

※令和3年9月30日までの間は、基本単位に1001/1000に相当する単位数を算定する。

改正後の利用者 (ショートステイの場合)

保険外【非課税】

負担段階			利用者負担 計【非課税】	単位 (注)	2割負担 【非課税】	滞在費 食費	
第1段階 *世帯全員が市町村民 税非課税者 例)生活保護受給者、 老齢福祉年金受給者	多床室	要支援1	1,425				
		要支援2	1,680				
	個室	要支援1	1,745				
		要支援2	2,000				
第2段階 例)年金80万円以下の者 *世帯全員が市町村民 税非課税者	多床室	要支援1	1,885				
		要支援2	2,140				
	個室	要支援1	1,935				
		要支援2	2,190				
第3段階 例)年金80万円超266万 円以下の者 *世帯全員が市町村民 税非課税者	多床室	要支援1	2,145				
		要支援2	2,400				
	個室	要支援1	2,595				
		要支援2	2,850				
第4段階以上 例)年金266万円超の者	多床室	要支援1	3,560	533	1,125	855	1,580
		要支援2	3,815	654	1,380		
	個室	要支援1	3,876	533	1,125	1,171	1,580
		要支援2	4,131	654	1,380		

※1日で計算

※令和3年9月30日までの間は、基本単位に1001/1000に相当する単位数を算定する。

改正後の利用者 (ショートステイの場合)

保険外【非課税】

負担段階			利用者負担 計【非課税】	単位 (注)	3割負担 【非課税】	滞在費 食費	
第1段階 *世帯全員が市町村民 税非課税者 例)生活保護受給者、 老齢福祉年金受給者	多床室	要支援1	1,987				
		要支援2	2,370				
	個室	要支援1	2,307				
		要支援2	2,690				
第2段階 例)年金80万円以下の者 *世帯全員が市町村民 税非課税者	多床室	要支援1	2,447				
		要支援2	2,830				
	個室	要支援1	2,497				
		要支援2	2,880				
第3段階 例)年金80万円超266万 円以下の者 *世帯全員が市町村民 税非課税者	多床室	要支援1	2,707				
		要支援2	3,090				
	個室	要支援1	3,157				
		要支援2	3,540				
第4段階以上 例)年金266万円超の者	多床室	要支援1	4,122	533	1,687	855	1,580
		要支援2	4,505	654	2,070		
	個室	要支援1	4,438	533	1,687	1,171	1,580
		要支援2	4,821	654	2,070		

※1日で計算

※令和3年9月30日までの間は、基本単位に1001/1000に相当する単位数を算定する。

**その他の加算【対象は全利用者】**

1. 専従の機能訓練指導員配置加算

(円/日【非課税】)

	サービス利用料金	内、介護保険から 給付される額	自己負担額
専従の機能訓練指導員配置加算(12単位/日)	125	112	13

※機能訓練指導員が配置されている場合に加算されます。

2. サービス提供体制強化加算

(円/日【非課税】)

	サービス利用料金	内、介護保険から 給付される額	自己負担額
サービス提供体制強化加算(I)(22単位/日)	230	207	23

※サービス提供体制強化加算(I)は、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の  
場合に加算されます。

3. 介護職員処遇改善加算

基本単位＋加算を算定した単位数の83/1000相当する単位。

※介護職員処遇改善加算は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、入所者に対し、指定短期入所生活介護サービスを行った場合

4. 介護職員等特定処遇改善加算

基本単位＋加算を算定した単位数の27/1000相当する単位。

※介護職員等特定処遇改善加算は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、入所者に対し指定短期入所生活介護サービスを行った場合

**その他の加算【対象は該当利用者のみ】**

1. 認知症行動・心理症状緊急対応加算

(円/日【非課税】)

	サービス利用料金	内、介護保険から 給付される額	自己負担額
認知症行動・心理症状緊急対応加算(200単位/日)	2090	1881	209

※医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所を利用  
ことが適当と判断した者に対してサービスを行った場合に加算されます。(7日間を限度)

2. 若年性認知症利用者受入加算

(円/日【非課税】)

	サービス利用料金	内、介護保険から 給付される額	自己負担額
若年性認知症利用者受入加算(120単位/日)	1254	1128	126

※若年性認知症利用者に対して短期入所サービスを行った場合に加算されます。

3. 送迎加算

(円/回【非課税】)

	サービス利用料金	内、介護保険から 給付される額	自己負担額
送迎加算(184単位/回)	1923	1730	193

※居宅と施設の間を送迎した場合に片道毎に加算されます。

## 1.理美容代

カット	実費【税込】
シャンプー	実費【税込】
顔そり	実費【税込】
ブロー	実費【税込】
パーマ(カット代別)	実費【税込】
毛染め(カット代別)	実費【税込】
ヘアマニキュア(カット代別)	実費【税込】
ベッドカット	実費【税込】

## 2.レクリエーション、クラブ活動代

クラブ費用	実費【税込】
レクリエーション行事費用	実費【税込】
喫茶	110～160円【税込】
売店	実費【税込】

3.複写物の交付 10円／枚【税込】

## 4.日常生活上必要となる諸費用実費

歯ブラシ	100円/本【税込】
ティッシュペーパー	70円/個【税込】
トイレトペーパー(個人用)	50円/個【税込】
入れ歯洗浄剤	10円/個【税込】
剃刀	実費【税込】
単三電池	100円/個【税込】
単四電池	100円/個【税込】
持込家電電気代	10円/品/日【税込】
レンタルテレビ	100円/日【税込】

## 5.通常の送迎実施地域以外への送迎代

摂津市、茨木市、吹田市外10キロメートル未満	300円【税込】
摂津市、茨木市、吹田市外10キロメートル以上20キロメートル未満	500円【税込】
以降10キロメートル毎	300円加算【税込】